

地域共生社会の実現に向けた 障害者の自立生活の支援拡充について

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向け、生活上の困難を抱える障害者等が、自立した生活を送るために、地域住民による支え合いはもとより、公的支援と連動した切れ目のない支援が重要である。

平成 28 年 5 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正において、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、新たな障害福祉サービスが創設された。

これを踏まえ、平成 30 年 4 月から、一人暮らしの障害者の理解力や生活力等を補う支援を行う「自立生活援助」が開始され、「障害福祉サービス等報酬改定」によりサービスの報酬額や基準が設定されたところである。

障害者手帳所持者は、全国の 4 分の 1 に当たる約 160 万人を九都県市で占め、手帳を取得していない障害者も相当数いる。多くの障害者が暮らす首都圏の地方自治体としては、より積極的に障害者の自立生活を支援していく必要がある。一方、九都県市において、「自立生活援助」を実施している事業所は、平成 31 年 1 月末時点で約 70 か所という状況である。

「自立生活援助」を実施する事業所では、障害者支援施設等から一人暮らしに移行した知的障害者や精神障害者等に対し、支援員が月 2 回以上、居宅訪問し、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行っている。しかし、障害者の理解力や生活力等を十分に補うためには、職場や通所先への訪問、通院同行等を通じた助言など手厚い支援も必要であり、現行の制度では、適切な人員配置を行うための報酬設定となっていない。

また、利用期間は原則 1 年となっているが、一人暮らしを定着させるためには、利用者の個々の状況に応じた継続的な支援が必要であり、原則 1 年という利用期間は十分な設定とは言い難い。

これらの状況を踏まえて、首都圏における障害者の自立生活の支援を拡充するため、以下のとおり提言する。

- 1 障害者への情報提供や助言等の機会を十分に確保するため、適切な人員配置が可能となるよう、地域の実情も踏まえて基本報酬・加算を引き上げること。
- 2 障害者の地域での一人暮らしを定着させるために、利用者の個々の状況に応じた支援を行うことができるよう、利用期間を見直すこと。

令和元年 7 月 29 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

九都県市首脳会議

座長 東京都知事	小池百合子
埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	熊谷俊人
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎